

ハマウイングサポーター質問と回答 (令和6年1月17日現在)

横浜市風力発電所(ハマウイング)は、新しい協賛を令和4年度より開始します。
本協賛に賛同いただける「ハマウイングサポーター」を公募します。

1 一般的な質問と回答

番号	質問	回答
1	どうして、新しい協賛を始めのですか？	「Y(ヨコハマ)グリーンパートナー」は、平成29年(2017年)から5年間の協賛事業で、最終年度の令和3年度に終了となります。次期協賛は、より多くの事業者の皆さまに参加していただきたく、新しく協賛を創設し、令和4年度より始めることとなりました。
2	ハマウイングサポーターとは何ですか？	新しい協賛に賛同いただける協賛事業者を「ハマウイングサポーター」と称することになりました。
3	クラスとは何でしょうか？	より多くの事業者の皆さまに参加していただきたく、新しい協賛では、「プライム」、「スタンダード」というふたつのクラスを用意しました。それぞれのクラスで、協賛金額と協賛特典に差が生じます。 「プライム」協賛金額50万円(年額・口・税込)、ロゴ表示を基本とする 「スタンダード」協賛金額10万円(年額・税込)、事業者名表示を基本とする ★「プライム」のみ複数口応募可能 ★総口数の制限無し
4	ロゴ、事業者名の表示の順序はどのようになっていますか？	各表示については、 <u>申込順(横浜市が申込書をメールで受信した順)</u> になります。これに加えて、「プライム」は、口数順を優先とすることにします。
5	2年間等、複数年の協賛を申込みすることはできますか？	<u>協賛期間は、1年間です。</u> 6月から翌年5月までの1年間が協賛期間となります。さらに、1年ごとの更新とします(従来の複数年契約はありません)。

6	クラスを変更することはできますか？	変更届出書の提出により変更できます(協賛期間の更新時)。これにより、「プライム」⇔「スタンダード」のクラス変更(含プライム口数変更)を行うことができます。その他には、更新を辞退することもできます。
7	協賛金はいつ納入する必要がありますか？	協賛にあたり、協賛金は前納になります。横浜市が協賛申込書を受理した後に納付書を送付します(約2週間後)。納付書そのものには期限はありません。しかし、協賛金が納付されたことを確認する期日を決めていますので、直近の期日に間に合うように納付をお願いします。
8	申込や協賛金納付の期限はありますか？	1年間(6月から翌年5月まで)の協賛期間をご希望の場合は、次のようになります。 申込書提出期限 3月20日 協賛金納付期限 4月30日 (祝日の場合は、翌開庁日を期限とします。)
9	協賛金納付は3月でも大丈夫ですか？	協賛申込書を受理後、受理通知書と納付書を送付します。納付書が届きましたら、事業者側の都合に合わせて納付日を決めていただければ大丈夫です。
10	年度の途中から協賛することはできますか？	申込受付は、 <u>通年</u> です。但し、途中から協賛した場合は、協賛期間が1年未満となり、特典の一部制約が生じます。協賛金額の減額はありませぬ。
11	協賛途中で解約する場合、違約金又は協賛金の返金等がありますか？	解約に伴う、違約金はありません。また、納付された協賛金は、理由の如何を問わず、返金されませぬ。
12	グリーン電力証書は交付されますか？	令和4年度からは、FIT(固定価格買取制度)を適用するため、グリーン電力証書の交付は、ありませぬ。
13	個人でも申込みすることができますか？	「ハマウイングサポーター」は事業者を対象としています。個人の方は、寄附金を受け付けておりますので、そちらをご検討ください。

14	ハマウイングの稼働状況等を知ることができますか？	年度の上半期及び通期の発電実績等を「ハマウイングサポーター」にお知らせする予定でいます。
15	申込書の担当者を複数登録することができますか？	申込書の担当者宛に納付書等を郵送します。メールアドレスは複数記載可ですが、「その他連絡事項等」の欄に二人目以降の担当者名等を記載してください。